

[特集] 通常学級の改革と インクルーシブ教育

特集にあたって

本誌編集委員 荒川 智

「インクルーシブ教育システムの構築」が政策的にも進められるようになった。しかしその施策の多くは、障害のある子どもに対する特別支援教育の枠内にとどまっている。交流および共同学習や特別支援教育支援員の配置など、通常教育に関係するものもあるが、中心的課題に位置づくものではなく、少なくともインクルーシブ教育の視点からの通常教育そのものの改革は、ほとんど検討されていない。それどころか、子どもの貧困とそれを背景とする学力格差、いじめ・不登校、外国人の子どもなど、今の通常教育には排除や差別につながる様々な問題が山積している。

他方で、特別支援学校・学級の児童生徒は急増し続けている。これを、特別支援教育への期待の表れとする見方も多いのだが、たとえ特別支援教育の現状を好意的に評価したとしても、それだけでは説明がつかないであろう。上述のように通常学級で特別なニーズをもつ子どもが十分に受け入れられている状況にあるとはとうてい言えないからである。しかもその結果、教育条件がますます悪化しているのは看過しがたい。

もちろん希望が全くないわけではない。例えば、協同（協働）学習などの協同的な学びの実践が、全国で広がっている。必ずしもインクルーシブ教育を意識しているわけではないが、非均一的集団における子ども同士の学び合いを大切にする授業などの実践には、共鳴するものがある。2014年1月の学校教育法施行規則改正により、日本語指導を必要とする子どもに対して、障害のある子の通級指導と同じような対応が制度化された（第

56条の2）。2014年6月には「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」（文科省）の結果が公表されたが、今後性的マイノリティ（LGBT）への本格的対応が検討されるかもしれない。2013年の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は理念法にとどまっているが、草の根の支援も広がりつつあり、行政の責任による実効性のある施策が望まれる。

将来的にはこうした動きが個別ばらばらでなく、インクルーシブ教育という通底の原理のもとに一体化し、通常教育を改革していくことはできないであろうか。それを期待し、この特集を組むこととした。

川地は、差別と排除につながる競争的学力向上策を乗り越える、障害のある子どもの学力保障のあり方を提起している。勝野は、通常教育の改革の基盤となるべき教育行財政と教育条件整備のあり方を論じている。吉田は、通常教育の間で広がりつつある授業のユニバーサルデザインについて、指導テクニックに矮小化しないため教育方法学の知見から検討している。荒川は、インクルーシブ教育の直接の担い手である教師の養成のあり方に関する国際的な議論に言及している。報告では、外国人の子ども、発達障害、貧困と学習困難に関わる取り組みを紹介した。また、ある意味では通常教育からはみ出された子どもの問題として、矯正教育の動向も取り上げた。

通常教育改革やインクルーシブ教育のあり方を考える上で、本特集が一石を投じることができれば幸いである。

（あらかわ さとし 茨城大学）